

別表第1（第2条、第7条、第7条、第9条、第12条関係）

用具の種目		対象者	要件	基準額	耐用年数
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能 障害者	下肢又は体幹機能障害2級以上 (18歳以上)の者	154,000	8
	特殊マット		①重度又は最重度の知的障害の 者 ②下肢・体幹機能障害1級 又は2級の者(3歳～17歳) ③下肢又は体幹機能障害1級の 者(18歳以上)	19,600	5
	特殊尿器		下肢又は体幹機能障害1級の者 (常時介護を要する者に限 る。) (学齢児以上)	67,000	5
	入浴担架		下肢又は体幹機能障害2級以上 の者(入浴の際、家族等他人の 介護を要する者に限る。)(3 歳以上)	82,400	5
	体位変換機		下肢又は体幹機能障害2級以上 の者(下着交換等の際、家族等 他人の介助を要する者に限 る。)(学齢児以上)	15,000	5
	移動用リフト		下肢又は体幹機能障害2級以上 の者(3歳以上)	159,000	4
	訓練いす(障害 児のみ)		下肢・体幹機能障害1級又は2 級の者(3歳～17歳)	33,100	5
訓練用ベッド	下肢・体幹機能障害1級又は2 級の者(学齢児～17歳)	159,200	8		
自立生 活支援 用具	下肢又は体幹機能 障害者	下肢又は体幹機能障害者であっ て、入浴に介助を必要とする者 (3歳以上)	90,000	8	

便器		下肢又は体幹機能障害 2 級以上の者	4,450	8
T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	つえを使用することにより歩行が自立する者	木製 2,266 軽金属製 3,090	3
移動移乗支援用具		平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助が必要な者（3 歳以上）	60,000	8
車いす用段差昇降機	下肢障害者	常時車いすを使用する身体障害者（児）	260,000	10
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者	転倒の危険があるため、頭部保護帽によって頭部を保護する必要がある者	A 12,160 B 30,870	3
	てんかんの発作等により、頻繁に転倒する知的障害者（児）・精神障害者	重度又は再重度の知的障害で、てんかんの発作等により頻繁に転倒するおそれのある者	A スポンジ・革 B スポンジ・革・プラスチック	
特殊便器	上肢障害者	①上肢障害 2 級以上（学齢児以上）の者 ②知的障害 A（重度）以上（学齢児以上）の者	151,200	8
トイレチェア	平行機能又は下肢若しくは体幹機能障害	頸(けい)髄損傷等により、通常の便座上で座位を保てない者（児）	81,000	8
火災警報機	障害種別にかかわらず	①障害等級 2 級以上の者（火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれ	15,500	8
自動消火器	火災報知の感		28,700	8

		知・避難が困難な 者	に準ずる世帯) ②重度又は最 重度の知的障害の者		
	電磁調理器	視覚障害者	①視覚障害 2 級以上の者 (視覚 障害者のみの世帯及びこれに準 じる世帯) (18歳以上) ②重 度又は最重度の知的障害の者 (18歳以上)	41,000	6
	歩行時間延長信 号機用小型送信 機		視覚障害 2 級以上の者 (学齢児 以上)	7,000	10
	視覚障害者用誘 導装置		視覚障害者 (児) のうち、音声 の誘導を必要とする者	56,000	10
	視覚障害者用音 声 I C タグレコ ーダー		視覚障害 2 級以上の者 (18歳以 上)	62,790	5
	聴覚障害者用屋 内信号装置	聴覚障害者	聴覚障害 2 級以上の者 (聴覚障 害者のみの世帯及びこれに準じ る世帯) (18歳以上)	87,400	10
	携帯用信号装置		聴覚障害者 (児) のうち、視 覚・触覚によらなければ呼出等 に応じることができない者	18,000	10
在宅療 養等支 援用具	透析液加温器		腎臓機能障害 3 級以上で自己連	51,500	5
		腎臓機能障害者等	続携行式腹膜灌(かん)法 (C A P D) による透析療法を行う者 (3 歳以上)		
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害者 等	呼吸器機能障害 3 級以上又は同 程度の身体障害者であって、必	36,000	5
	電気式たん吸引 器	呼吸器機能障害者 等	要と認められる者 (学齢児以 上)	56,400	5

	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	医療保険における在宅酸素療法を行う者（18歳以上）	17,000	10
	視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害者	視覚障害2級以上の者（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）（学齢児以上）	9,000	5
	視覚障害者用血圧計			9,500	5
	視覚障害者用体重計			18,000	5
	人工鼻	喉頭摘出者であつて常時埋込型の人工喉頭を使用するもの	音声・言語機能障害3級以上の者	23,760	—
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声言語機能障害者又は肢体不自由者又は肢体不自由者であつて発声発語に著しい障害を有する者	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であつて発声発語に著しい障害を有する者（学齢児以上）	98,900	5
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害者	重度視覚障害者及び重度上肢不自由者	100,000	5
	点字ディスプレイ	盲ろう、視覚障害者	視覚障害（2級以上）かつ聴覚障害（2級）の重度重複障害のある者	383,500	6
	点字器	視覚障害者	点字器の活用により、情報発信などの意思疎通が可能となり、社会参加が可能となる者	標準型A 10,712 標準型B 6,798 携帯用A	標準型7 携帯用5

				7,416	
				携帯用B 1,699	
点字タイプライター			視覚障害2級以上の者（本人が就労若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。）	63,100	5
視覚障害者用ポータブルレコーダー	録再		視覚障害2級以上の者（学齢児以上）	85,000	6
	再			35,000	6
視覚障害者用活字文書読上げ装置			視覚障害2級以上の者（学齢児以上）	99,800	6
視覚障害者用読書器			視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者（学齢児以上）	198,000	8
視覚障害者用時計	触読		視覚障害2級以上の者（18歳以上）	10,300	10
視覚障害者用時計	音声		視覚障害2級以上の者（18歳以上）	13,300	10
聴覚障害者用通信装置		聴覚障害者	聴覚障害者又は音声・言語機能障害者であって、コミュニケーション及び緊急連絡の手段として必要があると認められるもの	71,000	5
聴覚障害者用情報受信装置			聴覚障害者であって本装置によってテレビの視聴が可能になるもの	88,900	6
人工喉(こう)頭		喉頭摘出者	人工喉頭の使用によりコミュニ	笛式	笛式4

			ケーションが可能となる者	5,150	
				電動式 72,203	電動式 5
	点字図書	視覚障害者	視覚障害者であって情報を主に点字により入手しているもの	—	—
	視覚障害者用地 デジ対応ラジオ		視覚障害 2 級以上の者	29,000	6
排泄管 理支援 用具	ストーマ装具 紙おむつ等（紙 おむつ、洗腸用 具、さらし・ガ ーゼ等衛生用 品）	ストーマ造設者 高度の排便機能障 害者、脳原性運動 機能障害かつ意思 表示困難者及び高 度の排尿機能障害 者	膀胱(ぼうこう)直腸障害手帳を 所持する者又は申請中の者 合理的に必要性が認められる者	便 8,858 尿 11,639 その他 12,000	—
	収尿器	高度の排尿機能障 害者	合理的に必要性が認められる者	男性用普通型 7,931 男性用簡易型 5,871 女性用普通型 8,755 女性用簡易型 6,077	—
住宅改 修費	居宅生活動作補 助用具	下肢、体幹機能障 害者又は乳幼児期 非進行性脳病変に よる障害を有する 者	下肢、体幹機能障害又は乳幼児 期以前の非進行性の脳病変によ る運動機能障害（移動機能障害 に限る。）を有する障害等級 3 級以上の者	200,000	—

別表第2（第2条、第7条、第9条関係）

用具の種目		対象者	要件	基準額	耐用年数
介護・ 訓練支 援用具	特殊寝台	法第4条第1項の 政令で定めるもの による障害の程度 が同項の厚生労働 大臣が定める程度 である者	寝たきりの状態にある者 下肢又は体幹機能に障害のある 者 自力で排尿できない者 入浴に介助を要する者 常時介護を要する者 上肢機能に障害のある者 火災発生の感知及び避難が著し く困難な者のみの世帯及びこれ に準ずる世帯 呼吸器機能に障害のある者	154,000	8
	特殊マット			19,600	5
	体位変換機			15,000	5
	移動用リフト			159,000	4
	訓練用ベッド			159,200	8
	特殊尿器			67,000	5
自立生 活支援 用具	入浴補助用具		90,000	8	
	便器		4,450 (便器に手すり を付けた場合 5,400)	8	
	特殊便器		151,200	8	
	自動消火器		28,700	8	
在宅療 養等支 援用具	ネブライザー (吸入器)		36,000	5	
	電気式たん吸引 器		56,400	5	
	動脈血中酸素飽 和度測定器 (パ ルスオキシメー ター)	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500	5	
住宅改 修費	居宅生活動作補 助用具	下肢又は体幹機能に障害のある 者	200,000	—	